

令和6年度盛岡市森林づかいイノベーション事業 審査要領（2回目募集）

（目的）

第1 この要領は、盛岡市森林づかいイノベーション事業の実施にあたり、本事業に応募した者（以下「応募者」という。）の中から補助対象候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

（選定方法）

第2 選定にあたっては、応募内容を一次審査及び最終審査により評価し、補助対象候補者の選定を行う。

2 応募者が6者以下の場合、一次審査は実施しない。

3 応募者が7者以上の場合、一次審査を実施し、上位と評価された6者により、最終審査を行う。

（資格審査）

第3 応募内容が、本事業の募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査は林政課が行う。

（一次審査）

第4 一次審査は、林政課長、林政課課長補佐、林政企画係長及び林政企画係係員を指名し、応募書類により評価を行う。

（最終審査）

第5 最終審査は、学識経験者、金融機関関係者、ベンチャーキャピタル関係者、木材等の知識を有する者その他の専門知識を有する者を指名し、応募書類及び応募者からの事業説明を含むプレゼンテーション（質疑応答を含む。以下同じ。）により評価を行う。

（審査の基準）

第6 審査の項目は次のとおりとする。

- (1) 事業内容の適合性
- (2) 事業の実現性
- (3) 事業の継続性
- (4) 予算の妥当性
- (5) 実施体制

（審査の方法）

第7 第6に定める審査の項目に基づき「盛岡市森林づかいイノベーション事業審査シート（以下「審査シート」という。）」を別紙のとおり定める。

2 評価は、応募者から提出された応募書類及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

- 3 参加者が1者のみであった場合にも、応募書類及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- 4 応募者の中に利害関係者が含まれる場合、利害関係にある審査員は当該応募者の事業の評価に関わらないこととする。

(補助対象候補者の選定)

- 第8 第7に定める審査の結果、各評価者が評価した評価点数の応募者ごとの平均点数を算出し、応募者の順位を決める。ただし、応募者の全員について、平均点数が満点の10分の6に満たない場合は、補助対象候補者無しとする。
- 2 最終審査においては、平均点数による応募者の順位を踏まえた評価者による協議により、補助対象候補者を選定する。

(審査結果の通知)

- 第9 一次審査及び最終審査の結果は、応募者へ通知するほか、最終審査の結果は盛岡市公式ホームページ等により公表する。

■ 1回目募集からの変更点

選定方法について、「応募者が7者以上の場合に一次審査を実施し、上位と評価された6者により、最終審査を行う」ことに変更。(1回目募集では、9者以上の場合に一次審査を実施し、上位と評価された8者により、最終審査を行うこととしていたもの。)

盛岡市森林づくりイノベーション事業審査シート

審査員氏名： _____

応募者名称： _____

審査項目及び点数

審査項目	審査の観点	得点 (1～5点)	重要度 (係数)	評価 点数
事業内容の適合性 (配点：25点)	市内の森林資源等を有効に活用する もので、市内の森林への効果があるか		× 3	
	森林資源等活用の機運醸成に繋がる 内容か		× 1	
	十分なPRが予定されているか		× 1	
事業の実現性 (配点：25点)	事業目的に対して事業計画が適切で、 具体的なものであるか		× 2	
	事業計画が実現可能なものとなっ ているか		× 3	
事業の継続性 (配点：25点)	補助期間終了後の事業資金確保の方 法が適切で、その内容にリアリティが あるか		× 3	
	補助期間終了後の事業展開が期待で きる内容か		× 2	
予算の妥当性 (配点：15点)	事業内容に対して適正な予算となっ ていて、過大な経費などがないか		× 3	
実施体制 (配点：10点)	事業の実施に十分な実施体制が組ま れているか		× 2	
合 計 (100点満点)				

<点数の基準>

- 5・・・高 評 価 (非常に優れている)
- 4・・・やや高評価 (優れている)
- 3・・・普 通 (妥当である)
- 2・・・やや低評価 (やや不十分である)
- 1・・・低 評 価 (不十分である)